

平成 29 年 3 月 1 日

亀井委員

まずはじめに、私からは昨年 6 月の本会議の代表質問でも取り上げて、昨年 12 月の当常任委員会でも質疑させていただきました保育における 3 歳の壁について質問させていただきたいと思います。

幼稚園が連携施設になる場合の課題などについて、今まで質疑させていただいていたのですが、その延長線上で、今回、新しい取組を提案されているようなので、その取組を中心にお話を聞かせていただければと思っております。先ほど申し上げました取組としては、地域型保育事業連携対策緊急支援事業が計上されており、今後の取組について何点か切り分けてお聞きしていきたいと思っておりますが、まず、この地域型保育事業連携対策緊急支援事業の概要を分かりやすくお伝えください。

次世代育成課長

今回の取組ですが、小規模保育事業等の地域型保育事業の卒園児の受皿を確保するとともに、保育の質の向上を図るために保育所、認定こども園に加えて、来年度、新たに幼稚園を対象に連携のための経費の一部を補助するものです。具体的に申し上げますと、市町村と協調し、地域型保育事業の連携施設となった保育所などに対して、合同保育、合同行事、助言、指導、代替保育の提供といった日常の保育内容の支援や、小規模保育事業者等の卒園児を保育所等で優先的に受け入れるための枠の設定といったことに必要な人件費などを補助するものです。

亀井委員

新たに幼稚園を対象に加えるということですが、幼稚園側の反応というのはどうなのか、お聞きします。また、どの程度の幼稚園が連携施設になってくれると見込んでいるのか、その点もお聞きしたいと思います。

次世代育成課長

今回、幼稚園を対象として補助を実施するという事に当たりましては、私どもとして検討段階から私立幼稚園の団体であります神奈川県私立幼稚園連合会の方から、幼稚園が参加する場合の課題について意見を伺うなど、実態を踏まえた制度になるように取り組んできたところです。

また、県として県所管域の 202 園の幼稚園に対してアンケートを実施し、補助制度の利用希望をお伺いしたところ、回答のあった 143 園の中の 80 園で、比率としますと 55%程度になります。保育事業を実施したい、又はその実施を検討したいというお答えを頂いたところです。今後、予算をお認めいただいた後に、個別に各幼稚園に対する制度周知をしっかりと図って、より多くの幼稚園に連携施設になっていただけるように努めてまいりたいと考えております。

亀井委員

それについて少しお伺いするのですが、県内の幼稚園はいろいろあります。幾つか手を挙げて、50%くらいの方がやりたいという話ですが、これは県内での偏りはありますか。それとも、満遍なく手を挙げてくれた感じでは

ようか。

次世代育成課長

今回のアンケートの調査結果を見ますと、検討したいというところで、若干、数が少ないところがありますが、回答した園の数を見てもともとの対象を設置されている幼稚園の数と比較してみると、そんなに大きなばらつきはないという回答は頂いております。

亀井委員

神奈川県内にも、前回の質問でもさせていただいたのですが、結構、都会的なところがあれば、非常に田舎の良い味を出しているところもあるわけです。幼稚園の数はおのずと違うわけですが、割合としては同じくらいだったということでもよろしいのでしょうか。

次世代育成課長

委員お話しのとおり、県西地域等になりますと、私立幼稚園がなく、公立の幼稚園だけというところもありますが、比率からするとそんなに大きなばらつきはなかったかと、満遍なく御回答は頂いて、取り組みたいという園がそれぞれにあるかと思っております。

亀井委員

次は、幼稚園に連携施設を拡大するということになりまして、やはりその幼稚園の運営状況によっても配慮しなければいけない点があると思うのです。新しい取組では、どのような対策を講じていこうと思っておりますでしょうか。

次世代育成課長

今回、新しく幼稚園の施設の方に拡大を図るということになりますと、幼稚園の運営状況を踏まえて組み立てなければならぬと思っております。当初、我々の検討段階で、補助条件として考えておりました土曜日の開所というものがああります。これについては、必須条件としたいと考えておりましたが、今、計画している段階では、開所しない場合については、7%の減額をするといった措置を設けたいと思っておりますし、また、小規模保育所等に対する保育の内容の支援については、集団保育の機会の設定ですとか、先ほど申し上げました小規模保育所等に対する助言指導、四つの項目があり、それぞれの支援の内容に応じて単価設定をさせていただいて、四つ全部を選択しなくても、幼稚園のそれぞれの実態に応じて支援内容を選択できる形で設計を考えております。こうした取組により、それぞれの園の運営状況に応じて、より取り組みやすい補助制度というものを構築していきたいと考えております。

亀井委員

きめ細かく連携内容を検討していただいているということですが、これは伝聞情報ですが、例えば、待機児童のいないような、要するに子供が少ないような地域は、幼稚園に空きスペースがあり、やはり園児をどんどん入れないと経営が成り立たないということで、認定こども園の方に移行するという例があつて、実は待機児童が進んでいっばいいるところというのは、幼稚園にも空きがなく、要するに認定こども園に移行できないという状況があるので、こういうきめ細かいことを行っていただいたとしても、実際は待機児童がいるところというのは、手が挙げずらいのではないかと考えるのですが、それは

いかがでしょうか。

次世代育成課長

新制度に移行する際に、その辺りの幼稚園の意向というのもありますので、実態を我々も把握しておりますが、確かに横浜市、川崎市を中心として私立幼稚園の中では、相当定員一杯、若しくは定員以上に子供たちを受け入れているという幼稚園も確かにあります。県西地域、県所管域の市町村の中にも、定員を上回る園児がいるというところもありますが、むしろ各園によって受入れの状況というのには結構ばらつきがあり、また、先ほど申し上げたとおり、県西地域の中には公立幼稚園を中心に児童を受け入れているというところもあります。そういう意味では、全ての園に受け入れていただくということは難しい部分もあるかとは思いますが、逆に私立幼稚園の大半のところでは、既に預かり保育というのを行っているというのが非常に数が多く、その中の園の取組状況としては、預かり保育の時間が短時間のものが多いという状況の中で、県の方としては、今回、補助させていただいて、その預かり保育の実施の時間も伸ばしていただきながら、受皿として確保させていただきたいと考えております。

亀井委員

先ほどもお話し申し上げましたように、待機児童が多いところは、今みたいな話もありますが、幼稚園が空いていなくて、あえて認定こども園にし、要するに煩雑さをあえてこちら側に持つてくる必要はないのではないかという幼稚園もあるようなので、要は、今、次世代育成課長にお答えいただいたような連携内容が四つあります。この四つの内容を各受入れをするような幼稚園にしっかりと通知していかなければいけないし、丁寧に教えてあげないと、50%の人が移行したい、残りの50%は嫌だと言っているわけです。だから、そういう方がないように、この四つの連携内容をしっかりと伝えていただき、その単価も含めて教えていただければと思います。

次は、新たな事業によって確保できる連携施設は全体だと幼稚園も含めて、先ほど私が言った認定こども園も含めてででしょうか、どれくらい見込んでいますでしょうか。

次世代育成課長

まず、県内の小規模保育事業所の数ですが、昨年4月1日現在で、68箇所設置されております。今年度、各市町村での取組が進み、かなり平成29年度については、県所管域ですけれども、51箇所増加して、119箇所の設置になる見込みです。今回のこの補助の取組を通じて、連携施設がある小規模保育所、事業所等について、今年度の26箇所が、今年度の68箇所のうち26箇所が連携施設を既に確保しておりますが、そこから連携施設が増加して、先ほど申し上げました平成29年度に見込みがある119箇所の小規模保育所全てで、連携施設で確保することを目指したいと考えております。

亀井委員

今、現状として68箇所ある事業所のうち、連携が成立した事業所は26箇所ということで、42箇所はまだです。それで、連携先に関していうと、保育所が38箇所もダブっていますから、幾つもダブって手を挙げているところがあるので38箇所、幼稚園が9箇所、認定こども園が3箇所です。119箇所ある施設を

全部連携させるように頑張っていくますという決意でよいのですが、具体的にどうするのでしょうか。

次世代育成課長

今回の取組については、既に幼稚園連合会の方でも検討段階からいろいろな御支援を頂き、また、今回の制度的な設計が済みましたので、個別に県外各所でもって事業者説明会のような形で事業者、園長先生方にも御説明を丁寧にしていきたいと思っております。もともと連携施設であるべき認可保育所についても、当然のことながら、先ほど委員からも御指摘ありましたとおり、認可保育所には定員の空きがないという事情もあります。平成29年4月1日になりますと、卒園児を含めて空きが出る場合もありますし、更には定員以上に施設的に余裕があるといった施設もありますので、できる限り、まずは保育所を中心として努力していただくとともに、幼稚園で可能な限り預かり保育を拡大していただいで、連携施設になっていただけるように頑張っていきたいと思っております。

亀井委員

是非、しっかり行っていただきたいのです。このところにしっかりと目どが立たなければ、3回目の試験を行って保育士を増やしても、多少は緩和されると思いますが、今の現状からすると、試験を増やただけで解消するのかと言ったらそんなことはありませんので、そこは、先ほど次世代育成課長がおっしゃっていた幼稚園連合会の皆様方と話し合うこともそうでしょうし、やはりきめ細かくしっかり足で、汗をかいてというか、幼稚園と図っていただいで、認定こども園もそうでしょうが、保育所もそうでしょうけれども、是非、そういう取組で待機児童をなくしていきたいと思うのです。

待機児童の話になると、本県に関しては平成31年度末までに待機児童をゼロにしようと思っている。最近の政府の答弁のやり取りを聞いていると、国としてはもう少し前倒しで待機児童ゼロにしようと言っていたのですが、少しそれが危ぶまれてきていると思っているのです。それは何ででしょうか。

次世代育成課長

新聞報道で大変大きく取り上げられているところですが、国の方では新制度が始まりました平成27年より前に待機児童解消加速化プランというプランを策定し、平成29年度までに当初40万人分の保育の受皿を全国でつくる、その後、女性の活躍という部分でもって、さらにニーズの拡大が見込まれることから、10万人を上乗せして50万人分の保育の受皿を確保するというプランを既に打ち出しておりますが、そのプラン上に計画として盛り込まれている保育所の整備については、本県も含めて順調に整備そのものは進んでいる状況だと伺っておりますが、その一方で、当初の想定を大幅に上回るような形でもって保育ニーズが拡大しております。そういう意味では、最近、また大きく話題になりつつあります潜在的な待機児童も含めて、ニーズの拡大に伴って制度の方が追いついていかないという状況があるのかと思っております。

亀井委員

潜在需要をもしかしたら読み違えているかもしれません。まだできるかどうか分かりません。

また、本県のことに戻りますが、小規模保育所から連携施設の幼稚園に移った場合、利用される幼稚園の方の話をしてきましたけれども、利用する御父兄の方、家族の方にとっても、経済面で影響が生じるのではないかと思っています。影響が生じないようにするためには、どの辺りのところを県は考えているのでしょうか。

また、預ける保護者としては、保育園から幼稚園になった段階で質が低下してしまったということがないようにしないといけないということです。その2点は、県としてどのように考えていますでしょうか。

次世代育成課長

今、お話がありましたとおり、小規模保育所を卒園した3歳児が幼稚園に入園した場合、各私立の幼稚園で定められている保育料のほかに、10時から14時の通常の教育時間の前後に預かっていただくための預かり保育の料金についての経済的な負担というのが、小規模保育を利用したときと比べると大きくなる可能性もあると思っています。この部分の預かり保育の実施についての費用については、現在も新制度における補助ですとか、私学における公的な補助がありますが、それぞれについての補助の増額、制度的な手当というようなことについても、県の方としては国に強く要望してまいりました。今後についても、連携施設の確保のためにも一定の経済的な負担についての課題と考えておりますので、引き続き、制度的な手当てということをお願いしてまいりたいと思っています。

質の確保という部分については、当然、小規模保育所そのものが市町村の認可の事業として一定の施設や人員についての基準があり、それに基づいて保育サービスを提供されている。もちろん連携施設として認可保育所に移った場合については、認可保育所でありますので、小規模保育のときと同様の基準の中で、質の高い保育が提供されると思いますが、幼稚園に移った場合についても、もちろん幼児教育については、しっかりと認可を受けた幼稚園ですので、教育サービスが提供されると思いますし、預かり保育についても、一定の実施のための基準がありますので、そこについても保育内容については担保されるもの、また、それについてもしっかりと県としても確認してまいりたいと思っています。

亀井委員

次世代育成課長は、国に要望していきますという話だったのですが、県や市町村と連携して何とかできませんでしょうか。

次世代育成課長

経済的負担の保育料の部分については、現在でも各市町村がそれぞれの判断で、国が定めた基準がありますが、市町村が単独で保育料の軽減等を図っている場合があります。ただ、それは基本的に認可保育所等の保育料について軽減措置を多くの市町村が実施しておりますが、この預かり保育の保育料等について、今後、どうするかといったことは改めて各市町村とも意見交換し、どのような取扱いができるかということも課題として認識してまいりたいと思います。

亀井委員

是非、お願いしたいと思います。次に、先日、国家戦略特区の諮問会議が開

催されて、東京都から提案された小規模保育所における3歳児以上の受入れの緩和が認められたとの新聞報道があったのです。本県でも特区を利用した3歳児以上の受入れという、今までの話の延長線上ですが、考えられないか。前回は質疑の中では、それを行うと4歳、5歳の子供たちの運動量が、要するに面積に見合っていないわけだから、なかなか厳しいのですという話でした。再度、お聞きするのは非常に恐縮ですが、本県の特区を利用した今の考え方はいかがでしょうか。

次世代育成課長

さきの当常任委員会においてお話を頂き、今、お話ありましたとおりですが、小規模保育所ゼロ、1、2歳の幼児を中心として受け入れている保育施設でありますので、仮に3歳以上の受入れをした場合には、もともと小規模保育所としては手狭なスペースの中で運営されております。3歳を超えますと子供たちの運動能力が上がり、たくさん動き回るという中であって、まず、施設面での問題があるだろうと考えております。また、3歳以上になりますと、小学校への接続という部分では、社会性を育む意味で一定の数以上の子供たちでの集団保育ということも必要かと思っておりますので、そういった保育の質の面からも、決して好ましいものではないだろうと考えております。なお、特区諮問会議の方でそういう方向性が出されましたが、現時点では小規模保育を各市町村実施しておりますけれども、県内の市町村から、今回、認められた3歳以上の受入れの継続という要望は頂いていないといった状況です。

亀井委員

前回と同じような答弁です。もちろん、集団の中で育っていく、競争しながらいろいろ学んでいくというのが大切なので、もしできたら小規模保育同士で集まるとか、今、立地条件がありますから、できれば一番よいのかと思うし、手狭になって運動量と面積が見合っていない。今、都心で住んでいる子供というのは、小さくて狭いマンションに住んでおり、暴れると下から怒られるということで、そういう生活空間で育っているということもあるので、できないことはないかと思うのです。でも、県の方から要望が上がっていないということですので、引き続き、これは幼稚園も含めた保育所、認定こども園の連携をしっかりと取り組んでいただきたいことを要望し、次の質問に移ります。

次は、社会的養護が必要な子供の自立支援について、何点かお尋ねします。まず、冒頭申し上げたように里親ってインターネットで引いてみると、動物の里親が出てきてしまうくらいの認知度だったのです。それを踏まえて質問させていただいたのですが、今回もこの里親、養子縁組のことについて、今現在のトレンドも含めて少しお話を聞きたいと思っておりますが、社会的養護が必要な子供たちの自立支援ということで、委員会資料の神奈川県家庭的養護推進計画の中で、社会的養護の形態というのがあり、施設養護と家庭養護という二つに分かれています。これが、3分の2と3分の1の割合です。施設養護のところは、児童養護施設とグループホームに分かれていて、それぞれ3分の1だから、全部が3分の1ずつの割合でこれを設置していきましようということなのですが、この3分の1ずつの意図って何なののでしょうか。

子ども家庭課長

これは、国の方が方針を示したのですが、今までずっと施設で過ごす子供たちが非常に多かったので、少しずつでも家庭的養護を増やしていこうということで、まずは3分の1ずつということを国の方が示したものです。

亀井委員

本県と国の状況というのは違うと思うのです。本県は本県の独自の割合を示すべきだと思うのですが、これは国と一緒によいわけでしょうか。

子ども家庭課長

確かに、今、委員おっしゃったとおり、本県の独自のところもあるかと思いますが、まずは3分の1という高くなるかもしれませんが、そういった目安を示し、そののところに進んでいきたいと考えているところです。

亀井委員

今はどうなっているのでしょうか。

子ども家庭課長

家庭的養護推進計画の里親施設等の本県の割合についてお答えします。平成28年6月末の時点になりますが、本体施設が77.7%、グループホームが8.6%、里親が13.7%となっております。また、ファミリーホームはゼロであります。

亀井委員

要するに、施設養護の方が多いいということによろしいでしょうか。

子ども家庭課長

圧倒的に施設で暮らす子供たちが多い状況です。

亀井委員

今回、県では、里親センターに新たに養子縁組の相談体制を整備するという事です。このことについて、要は里親委託の充実ではなく、新たに養子縁組の方に重点を置いた背景、意義、どのような方法で対象はどのようなのかということも教えてもらえますでしょうか。

子ども家庭課長

家庭は子供たちの成長発達にとって、最も自然な環境です。子供たちが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、家庭に近い環境での養育を推進することが必要であろうということがあり、平成28年に行われました児童福祉法の改正において、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されることが原則であるということが、明記されたところです。児童相談所の業務として、新たに養子縁組に関する相談への内容が新たに児童相談所の業務として規定されたというところです。

対象であります。養子縁組の相談は18歳未満の子供とその養子縁組を希望する、又は関心のある、あらゆる方を対象ということになります。養子縁組前の段階で、制度や子供を受け入れるための心構えなどについての基本的な情報を提供します。また、養子縁組の手続を始めた方の不安に対する助言をしたり、養子縁組後に養子との関係に困っている方へ具体的な対応方法を提示することとしているところです。また、養子縁組前後を通して研修会を開催したり、養育のスピードアップ等を図るということを考えているところです。

亀井委員

少し話を変えて、昨年の千葉県の事例で特別養子縁組をあっせんする民間団体が、優先して子供を紹介しますということで、都内の御夫婦から新たに100万円を受け取って、そういう特別養子縁組をやらそうとしたのですが、結局、その赤ちゃんを帰してくれと生みの親の方から言われ、帰さなくてはならなくなったという事例がありました。こういう事例があると、ますます養子縁組に関しての知名度が下がってしまうというか、養子縁組ってそんなものなのという話になってしまうのですが、本県でのそのようなトラブル事例ってありますでしょうか。

子ども家庭課長

本県においては、委員のおっしゃったような、ニュースになるような事例はありませんでした。

亀井委員

ニュースにならなくても、あるのでしょうか。

子ども家庭課長

児童相談所の方で把握している事例としては、数は多くありませんが、例えば、養子縁組を希望している里親へ、実の親の同意を得て養子縁組を前提に子供を委託したところ、その後、実の親が同意を翻したということがあって、養子縁組ができなくなってしまうという例や、また、里親委託をした後に連絡の取れなかった実の親が現れて、予定していた里親との養子縁組に反対するといった例がありました。

亀井委員

千葉県の事例とも類似した事例と、二つ目の事例、こういう事例に対して、どのように対応するのでしょうか。

子ども家庭課長

まずはじめに、今、児童相談所の方が関わっておりますので、児童相談所の方でこういった事例が起きないように、双方が子供の実の親、それから預かる側の里親の方と綿密に話をしながら進めていきます。しかし、どうしても、こういった事例というのはたまに起きてしまうので、そういう事例を用いながら、そういったことも周知しているというところです。

亀井委員

一番大事な問題ですが、その周知の仕方で大丈夫なのでしょうか。

子ども家庭課長

今、委員おっしゃられたとおり、一番大事な問題ですので、今回、養子縁組を対応する専門の職員を配置しているというところもあります。

亀井委員

是非、ニュースになるのか、ならないのかの問題ではなく、こういった事例が起きないように対応していただきたいと思います。

次に、これも新聞報道によると、福島県の82歳の男性が1歳の孫を相続税対策で養子縁組を結んでいるのです。これで最高裁まで争われて、最高裁で有効になっているのです。けれども、課税逃れの明白な養子縁組では、養子分の控除を認めない方針だと国税庁が発表したりして、これははっきり言って矛盾し



ているような見方なのだと思うのですが、こういう事例が本県であったというよりは、これに対してどのように考えますでしょうか。

子ども家庭課長

ただいま委員からお話ありました判決については、相続税を減らす目的で行った養子縁組であるとして、二審の東京高裁では無効と判断したのですが、最高裁の方で節税の動機と養子縁組の意思は併存し得るとして有効と判断されたと聞いているところです。この判決においていろいろな見方があるようですが、一つこうした養子縁組が広がるのではないかという指摘もあるところです。私どもとして、こういった考えというのはありませんが、こういった指摘も踏まえながら対応していきたいと考えております。

亀井委員

今の事例もそうだし、その前の千葉県の事例もそうですが、養子縁組の話、里親の話が、今みたいにマイナスのニュースになってしまうと、ますます本当に社会的養護の必要な子供たちを守れないのではないかと私は危惧するのです。ですから、県としては、逆な方向で周知していかなければいけないと思っています。本当に弱者を守るためにしっかりと周知する、自分の宣伝効果だけで何か新聞に取り上げられて、自分の等身大の写真みたいのを載せるというどこかの知事がいるみたいですが、そうではなくて、やはりこういう弱者を救済するということを周知していかなければいけないのですが、どのようにこれを啓発、周知していきますでしょうか。

子ども家庭課長

そもそも先ほどのように、里親に対する正しい認識は非常に低いものです。また、養子縁組との違いも分からないという方もたくさんいると思います。その辺りのところ、新たに設置した里親センターで、今、取り組んでいるところでして、今回、養子縁組の専門員も配置することを踏まえて、そこを正しい周知ができるように図っていききたいと思っていますところです。

亀井委員

是非、そのような周知の仕方、より具体的に分かりやすい、本当に里親、養子縁組、社会的養護の必要な子供たちが幸せになれるような、啓発をお願いします。

次は、民間児童養護施設への支援ですが、これは先ほども子ども家庭課長からもお話があった施設養護の中でも、グループホーム、家庭養護の中であるファミリーホームという、里親に近いような施設ですが、これは、今までそれぞれ県としてどのように支援されてきたのでしょうか。また、今後、どのように支援を継続していこうとしているのか、お聞きします。

子ども家庭課長

まず、グループホームについては、児童養護施設の1形態になります。本体施設である敷地外に設置される分園型の小規模な施設のことを言います。定員は6名で、勤務するスタッフは専任の児童指導員、又は保育士の2名と非常勤等を置くこととされているところです。これについては、施設がもともと大規模化がありましたので、できるだけ小規模化にしようということ働き掛けており、現在7箇所、県の中では設置しているところです。

一方、ファミリーホームについては、里親と同じ形になります。小規模住居型児童養育事業というもので、里親の少し大きな形、5人から6人の規模で育てるということです。あいにく本県では1箇所もないという状況です。これについては、私どもの方でも増やしたいという気持ちがありましたが、もともとこの制度については、平成20年の児童福祉法の改正でできたものです。もともと横浜市などについては、施設などが少なく、そういうところではこの平成20年の改正の前から取り組んでいたところです。それを基にして、国の方でつくりました。これに対して、本県、県所管域については、施設の比較的余裕があったということもあります。それと合わせて、なかなかこういったファミリーホームの担い手がいなかったというところもあり、ただいまゼロという状況です。

亀井委員

今回、研修期間中に職員を派遣した施設で、代替職員を雇用した場合には経費を負担しますということをやっています。この内容はよく分かるのですが、実際に、今、施設で困っているというのは、研修に行った後に代替の職員を見付けてくるのが大事です。これはどうしてますでしょうか。

子ども家庭課長

今、委員おっしゃったそのところは、確かに課題だと思っています。ただ、その辺りが満たされているところの施設もありますので、今後、施設とその辺りの代替職員をどのように当てがっていくのかというところを情報交換しながら、共有化していきたいと考えております。

亀井委員

是非、お願いします。次に、施設を退所した子供たちの就労支援について何点かお聞きしたいのですが、来年度、あすなろサポートステーションに新たに就労支援コーディネーターを配置すると伺っております。就労してもすぐにやめてしまう子供が多いのですから、継続の仕方、就労支援の在り方、仕事が見付かっても居住の場所がないという人だっていると思うので、居住場所の確保の支援の三つについて教えていただけますでしょうか。

子ども家庭課長

今、委員からお話ありました就労支援コーディネーターについては、あすなろサポートステーションというところに配置することを予定しております。あすなろサポートステーションでは、これまで施設を退所した子供たちが、生活が安定するための生活の自立の支援のことは行っていましたが、今回、就労支援コーディネーターを付けることによって、就労の方の支援が重点的にできると考えております。そのときに、今、お話がありました課題として続かないというところ、その一つには、企業側の子供たちに対する理解がなく、怒られてしまうと子供たちがやめてしまうというところにあります。また、住むところが居場所でない、なかなかそういう就労する場所も見つからないといったところもあります。そういったことを効果的に取り組んでいくために、就労支援コーディネーターが核になって、労働局、児童相談所、施設、あすなろサポートステーションといったところが絡みながら検討していく、支援を進めていくというところが、効果的に進められるのではないかと考えているところです。

亀井委員

是非、それを具体的に表現して、こういうことでできるのだということを納得させてもらいたいと思います。

最後に、この、より家庭的な教育環境の中の最後に乳児院の話の中で、乳児院に入っている方というのは、やはり虐待されたりして入ってきているわけです。最近、いろいろな市町村で行っている産後ケアや産後鬱になって虐待してしまうとか、父親、母親がいるのだけれども、祖父、祖母が高齢でなかなか面倒見てもらうことができないという方が、手を上げてしまったり、虐待してしまったり、産後鬱になったりすることから虐待に入ったりすることがあると思うのです。そうすると、この産後ケア、育児ノイローゼを何とかしなければいけないということも含めた上で、乳児院の取組ということもやはり連携して行っていかなければいけないと思うのですが、その辺りのところは、保健福祉局との連携になるかとは思うのですけれども、どのように進めていこうと思っていますでしょうか。

子ども家庭課長

実際に乳児院の方に入所する子供たちについては、既に虐待があったりして、保護者の方がそういう状況にあったというのがほとんどです。ただ、その後、地域に戻る、家庭に戻るということが出てきますので、そのためにそういった支援が必要になってきます。そのときには、児童相談所が深く関わり、児童相談所の中には親子支援チームというケースワーカー役と心理士役の職員がいるのと、保健師も配置しております。そういった保健師も入りながら、乳児院の職員と連携しながら家に戻れるための支援をしているというところです。

亀井委員

是非、そういう他局、他の部に関わることは横串を刺していただいて、スムーズにそういう子供たちがしっかりと親のところに戻れたり、これからの生活で支障のないように配慮していただくことを要望して、質問を終わります。